

岩手県告示第 609 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、漁港の区域を次のとおり変更する。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 漁港の名称 第 2 種 久喜漁港
- 2 漁港の所在地 久慈市
- 3 変更後の漁港の区域

| 水 域 | 陸 域 |
|---|---|
| 次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 | 水域の欄に規定するウ点、同欄に規定するエ点、次のオ点からキ点、同欄に規定するア点、同欄に規定するイ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 |
| ア点 北緯 40 度 7 分 58 秒 6289 東経 141 度 51 分 40 秒 9022 | オ点 北緯 40 度 8 分 2 秒 0521 東経 141 度 50 分 40 秒 2622 |
| イ点 北緯 40 度 7 分 40 秒 4935 東経 141 度 51 分 36 秒 8221 | カ点 北緯 40 度 8 分 7 秒 0245 東経 141 度 50 分 50 秒 1577 |
| ウ点 北緯 40 度 7 分 36 秒 1295 東経 141 度 50 分 57 秒 4010 | キ点 北緯 40 度 8 分 7 秒 5509 東経 141 度 51 分 2 秒 3885 |
| エ点 北緯 40 度 7 分 53 秒 3174 東経 141 度 50 分 33 秒 2102 | |